

第14回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月28日(水) 午後2時00分から午後2時42分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	21番	中村 政昭

4 欠席委員(1名) 20番 黒田 龍司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第14回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に5番渡邊委員、6番佐藤悦啓委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、20番黒田委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。 提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。 案件は、議案書1ページの、今月19日に町公社が利用調整を行った1件であ

	ります。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から14番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から14番について、議案書をもとに朗読】 1番から2番の案件は返還のため、3番から12番の案件は借換えのため、13番から14番の案件は売買のため合意解約するものです。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から14番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から14番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集

積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号3番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、子から親への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号7番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから6ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は、子から親への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号13番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から14番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営継承に伴い、買受予定者の変更をするものであります。以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を、後継者へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号13番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号13番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第2号15番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 長谷川委員退席)

議長

議案第2号15番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私が代わりに利用調整会議に地区担当委員として出席いたしましたので、私の方からご説明申し上げます。

本件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号15番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 長谷川委員着席)

議長

次に、議案第2号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、令和2年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えています。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号17番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は、令和4年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号17番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号18番から19番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号18番から19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段から10ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、令和3年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号18番から19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号18番から19番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号20番から21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号20番から21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段から11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。20番の案件は令和2年12月に、21番の案件は令和3年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと考えており

ます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号20番から21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号20番から21番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号22番から23番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号22番から23番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段から12ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、令和3年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号22番から23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号22番から23番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、令和 3 年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 2 号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件は、令和 2 年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号25番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号26番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明します。この案件は、本年7月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社であるため、今回の所有権移転には問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号26番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号27番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号27番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、本年7月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社であるため、今回の所有権移転には問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号27番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号27番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 3 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 2 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第14回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。